

野田市告示第268号

屋外広告物法第8条第2項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和5年12月 4日

野田市長 鈴木 有

1. 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札 25枚

2. 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

別紙のとおり

3. 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別紙のとおり

4. その他（返還するために必要と認められる事項）

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる書類等を持参して、下記担当までお越しくください。

また、返還には規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。

※ 問合せ先・担当 都市部都市計画課 電話04-7123-1193

第九号様式の二（第十六条第二項）

保管物件一覧簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
5-11-1	立看板 はり札	— 5	市道1502～我孫子関宿線～市道1511～2538～2528～結城野田線～ふれあい中央橋～1511 桐ヶ作～古布内～次木～親野井～古布内	令和5年11月21日 午前9時から午後4時	令和5年11月21日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
5-11-2	立看板 はり札	— 1	川間停車場線～市道1011～11290～2030～2020～2030～11102～11209～1012～11211～11213～11221～11222～1012～11209～11102～2030～川間停車場線～11030～1071～1061～1080 中里～日の出町～尾崎台～尾崎～東金野井～中里～尾崎～七光台～吉春～谷津～七光台	令和5年11月21日 午前9時から午後4時	令和5年11月21日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
5-11-3	立看板 はり札	— 8	つくば野田線～市道1170～1160～結城野田線～市道2200～越谷野田線～つくば野田線～市道1061～1160～結城野田線～市道1220～32001～つくば野田線～市道2390～1160～1061 宮崎～野田～上花輪～中野台～中野台鹿島町～野田～上花輪～清水～中野台鹿島町	令和5年11月24日 午前9時から午後4時	令和5年11月24日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
5-11-4	立看板 はり札	— 2	市道1061～21064～21081～11019～2080～1050～2080～2310～1370 中野台鹿島町～堤台～岩名～春日町～岩名二丁目～岩名一丁目～尾崎～岩名～五木新町～光葉町～桜の里	令和5年11月24日 午前9時から午後4時	令和5年11月24日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
5-11-5	立看板 はり札	— 2	市道1260～52039～52040～52018～1390 山崎	令和5年11月27日 午前9時から午後4時	令和5年11月27日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
5-11-6	立看板 はり札	— 5	松戸野田線～市道1251～みずき2号緑地裏道～市道52277～1062～1260～松戸野田線～1200～1191～1390～33053～1390 今上～みずき～山崎～上花輪～桜台～野田～上花輪新町	令和5年11月27日 午前9時から午後4時	令和5年11月27日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
5-11-7	立看板 はり札	— 1	市道1280～62317～62311～62310～62304～62309～62322 下三ヶ尾～西三ヶ尾～二ツ塚	令和5年11月27日 午前9時から午後4時	令和5年11月27日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
5-11-8	立看板 はり札	— 1	我孫子関宿線 二ツ塚～木野崎～目吹	令和5年11月27日 午前9時から午後4時	令和5年11月27日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	